

平成27年1月より 70歳未満の方の高額療養費制度の限度額がかわります

平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になります。これにより、今までよりも所得要件が細分化され、所得に応じて柔軟な医療費の負担軽減が行われるようになります。

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

【平成26年12月まで】

所得区分		年3回目まで	年4回目以降 ^{※1}
A	上位所得者	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
B	一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
C	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円



所得区分が細分化されます。低所得者に配慮した上で、負担区分に応じた限度額が設定されています。

所得区分		年3回目まで	年4回目以降 ^{※1}
ア	旧ただし書所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	旧ただし書所得 ^{※2} 600万円超～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	旧ただし書所得 210万円超～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12カ月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が上記のとおりになります。

※2 旧ただし書所得=総所得額等-基礎控除33万円

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来の自己負担限度額 (個人単位)	世帯単位の自己負担限度額 (入院を含む)
現役並み所得 (同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる世帯)	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000)×1% (4回目以降の場合44,400円)
課税一般世帯	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ (同一世帯の各所得が住民税非課税の方)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (住民税非課税で、かつ、世帯の各所得が必要経費や控除を差し引いたときに0円となる方。ただし、年金の所得は控除額を80万円とする)	8,000円	15,000円

●平成27年1月以降、新たに70歳になる被保険者(S20年1月2日以降生れ)がいる世帯では、旧ただし書きの所得の合計額が210万円以下である場合、課税一般世帯となります。

【お問い合わせ】 国民健康保険課 ☎973-3202